

◎たばこ小売販売の特別配慮

国は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用を受ける者から、たばこ小売販売業許可申請があったときは、たばこ事業法に規定してある許可基準の制限に触れない限り、許可するよう努めなければならないことになっております。

申請手続 上記の法該当者が、たばこ小売販売の許可申請をしようとする場合、福祉事務所長が発行する母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用を受ける旨の証明書を申請書に添えて日本たばこ産業（株）に提出すればよいことになっております。

問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話
日本たばこ産業（株） 東関東支社	261-7105	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト 5F	043(331)6304

◆関連施策◆

■福祉のまちづくり■

◎福祉のまちづくり

県では、高齢者や障害者等の日常生活や社会参加における様々なバリアーを取り除き、誰でもが安心して暮らせる社会を実現するため、福祉のまちづくりを推進しています。

「千葉県福祉のまちづくり条例」では、建築物、歩道、公共交通機関、公園等について、高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮した整備に努めることを定め、整備基準を満たした施設については、施設設置者または管理者からの求めに応じて「福祉のまちづくり条例適合証」を交付しています。

また、不特定かつ多数の方々が利用する施設のうち、用途や規模に応じて定めた特定施設については新設又は改修の際に、届出等を義務付けています。

なお、手続きについては、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、浦安市、木更津市、習志野市、流山市及び成田市の各市に設置する施設はそれぞれの市役所へお問い合わせください。

その他の地域は、県庁健康福祉指導課（電話 043(223)2615）、県庁県土整備部建築指導課（電話 043(223)3188）、又は県土整備部の出先機関（各土木事務所建築（宅地）課）までお問い合わせください。

URL 「届出等の窓口一覧」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/tetsuzuki/machizukuri/index.html>

■歯科保健等■

◎難病及び障害者等歯科保健サービス

難病及び障害者等の歯科保健上の不安の解消、歯の健康の維持増進を図るため、講演会等を行います。

実施主体 各保健所（健康福祉センター）

対象者 難病及び障害者等

申込み先 各保健所（健康福祉センター）

◎千葉県地域包括ケア歯科医療連携室

連携室では、通院が困難なため、在宅で歯の治療を受けたい方などからの相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

問合せ先 千葉県地域包括ケア歯科医療連携室（県歯科医師会内）

TEL : 043(241)8020

月～金曜日の 10 時～16 時（祝日、年末年始を除く）

FAX : 043(241)8218

365日受付（連絡が後日になる場合があります）

■県立病院■

◎がんセンター

我が国において、少子高齢化に伴いがんに罹患する人は年々増加し、今や2人に1人は生涯の内にがんになる時代となりました。死因順位の第1位を占めるがんの克服は悲願であり、がんの早期発見と治療は喫緊の課題です。

がんセンターでは、地域と連携しがん患者さんとご家族を支えるための「患者総合支援センター」に加えて新規治療の開発を目指し臨床試験・治験を推進するための「治験臨床研究センター」を設置し、千葉県内の病院及び全国の自治体病院で初めて導入したロボット支援手術など最先端医療の提供のために、全国的にも高度な設備と機能を用いて、がんの治療成績向上に向けて日々努力しています。

このように、質の高い診療・臨床試験、先進的な研究はもちろん、県内のがん登録や診療技術者の教育研修等も行っています。

さらに、痛みなど身体辛い症状に対するケアに加えて、ご家族も含めた心の問題への支援を積極的に行う「緩和ケアセンター」を設置するとともに、がん治療中の心のケアを行う精神腫瘍科も開設して、がん患者を総合的にケアする診療を目指しております。

原則として、診療の予約制を取っているため、各種医療機関、保健所（健康福祉センター）等の医師から紹介を得て、診療日時等を予約して来院されることをお勧めしています。

ご不明な点はがん相談支援センターまでお尋ねください。

病床数 一般 450床
問合せ先 千葉県がんセンター

〒260-8717 千葉市中央区仁戸名町 666-2

電話 043(264)5431

FAX 043(262)8680

患者さん専用電話予約 043(263)4071

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/gan/index.html>

【交通のご案内】

■JR 千葉駅から

JR 千葉駅東口 2 番バス乗り場から

誉田駅、鎌取駅、大宮団地（星久喜台経由）行き乗車→千葉県がんセンター前下車（所要時間：約 25 分、京成バス千葉イースト）

■JR 蘇我駅から

JR 蘇我駅東口 3 番バス乗り場から

鎌取駅行き乗車→千葉県がんセンター前下車（所要時間：約 16 分、京成バス千葉イースト）

■JR 鎌取駅から

JR 鎌取駅北口 1 番バス乗り場から

JR 千葉駅、蘇我駅行き乗車→千葉県がんセンター前下車（所要時間：約 13 分、京成バス千葉イースト）

■松ヶ丘 I Cから

大網街道を大網方面へ向かって約2km 右側

◎総合救急災害医療センター

千葉県全域を対象に重症患者に対する救急救命処置及び高度専門的な医療を行う第三次救急医療施設として、また全県域を対象とする高度救命救急センターとして県内の救急医療を支えてきた救急医療センターと、我が国初の精神科救急に特化した病院として、また県の精神科救急医療システムの中核医療施設として県内の精神科救急医療を支えてきた精神科医療センターが統合し、令和 5 年 11 月に開院しました。

救急診療部では、千葉県全域を対象とする第三次救急医療施設として、24 時間体制で重症の心疾患、脳卒中、多発外傷等の患者に対して救急救命治療や高度専門的治療を行うとともに、高度救命救急センターとして広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊救急患者の治療を行っています。

精神診療部では、千葉県精神科救急医療システムの中核的医療施設として、急性期患者を 24 時間体制で受け入れ、短期集中治療による早期社会復帰を目指すとともに、デイホスピタルやアウトリーチ（訪問看護）を実施し、患者の在宅生活と社会復帰を多職種で支援しています。

院内に設置された精神科救急情報センターでは、精神保健福祉相談員と当直医が県下で発生する精神科救急ケースの受診相談と受診先の調整、医療情報の提供等を行っています。

基幹災害拠点病院としては、災害医療に対応できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）を養成し、現在3隊の編成が可能となっています。加えて、国が推進する災害派遣精神医療チーム（DPAT）事業の活動に積極的に参画し、現在5隊の編成が可能となっているとともに、広域災害に際して迅速に対応する先遣隊としての訓練を行っています。

また、新医師臨床研修をはじめとして、大学の臨床工学科、作業療法学科、消防局、救急救命士養成学校等、種々の学生実習や救急救命士の研修・実習を受け入れ、医療従事者の育成に努めています。

病床数 一般 100床
精神 50床

問合せ先 千葉県総合救急災害医療センター

〒261-0024 千葉市美浜区豊砂6-1
電話 043(239)3333
FAX 043(239)3366
URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/cepmc/>

【交通のご案内】

- JR幕張本郷駅またはJR海浜幕張駅から
京成バス：医療センター行き乗車。終点「医療センター」下車。
- JR幕張豊砂駅より徒歩15分。

◎こども病院

全県的な小児医療の最後の砦として、一般の医療機関では対応が困難な各種の新生児疾患や先天性心疾患をはじめとする重度小児疾患等の専門的な医療を行う小児総合医療施設です。小児（原則として15歳未満）対象とし、疾病の診断・治療、それに付随する相談及び指導を行っています。

また、小児救急医療に関しては、全県域を対象とした3次救急（命にかかるような重症・重篤な場合）に加え、山武・長生・夷隅・市原地区の2次救急（入院や手術を必要とする場合）の補完を行っていますが、1次救急（風邪による高熱やご家庭では対処できない切り傷などの場合）は行っておりません。

さらに、千葉県小児医療の中核機関として小児医学向上のための調査研究を行い、母子保健、児童福祉に貢献しています。

こども病院では、診療の予約制を取っています。各種医療機関、保健所（健康福祉センター）等の医師から紹介状をもらっていただき、予約専用電話にお電話ください。

病床数 一般 218床

問合せ先 千葉県こども病院

〒266-0007 千葉市緑区辻田町 579-1

電話 043(292)2111

FAX 043(292)3815

予約専用電話 043(292)2796

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/kodomo/index.html>

【交通のご案内】

■ JR 鎌取駅から

千葉中央バス：千葉リハビリセンター行き乗車。

「こども病院」下車。【所要時間：約 10 分】

◎循環器病センター

当センターは、循環器系疾患に関する高度かつ専門的な医療を中心に診療を行うとともに、内科・外科等の地域医療・救急医療を行う地域中核病院としての役割を担っており、患者さん中心の医療を通じて地域社会に信頼される病院をめざしています。

循環器系疾患では、うっ血性心不全や急性心筋梗塞を始めとする虚血性心疾患、急性大動脈解離など、緊急対応が必要とされることが多く、当センターは、365日24時間体制で、市原市のほか、茂原・長生、いすみ地域を初めとした近隣地域の方々に遅滞なく高度先進医療を提供するとともに、県の救急基幹センターとして、初期及び2次救急医療機関・3次救急医療機関を支援しています。

脳神経疾患では、脳腫瘍に対するガンマナイフ治療に県内でも先駆的に取り組み、2020年には累積で10000名の方々への治療を達成しました。また、院内の多職種で構成する「てんかんセンター」を設置し、内科治療のほか、「難治性てんかん」に対する外科治療、社会復帰支援など、包括的なてんかん医療に取り組んでおり、現在は本県の「てんかん支援拠点病院」の指定を受け、患者・家族への専門的な相談支援、他の医療機関や自治体との連携、医療関係者や地域住民への教育・啓発の役割を担っています。このほか、糖尿病診療や人工透析も行っています。

当センターは、災害拠点病院として災害医療に対応するとともに、DMATを編成する等、自然災害はもとより、人的災害等の緊急時に出動できる体制整備に努めています。

当センターでは、原則として、診療の予約制を取っているため、各種医療機関等の医師から紹介を得て、診療日時等を予約して来院されることをお勧めしています。

病床数 一般 220床

問合せ先 千葉県循環器病センター

〒290-0512 市原市鶴舞 575

電話 0436(88)3111

FAX 0436(88)3032

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/junkan/>

【交通のご案内】

- ・来院者用駐車場（無料）を完備しています。
- ・路線バスを御利用の場合は、事前に時刻表を御確認ください。

■小湊鉄道 上総牛久駅から

小湊バス：大多喜車庫・市原鶴舞バスターミナル行き（循環器病センター経由）乗車。「循環器病センター」下車。（所要時間：約 11 分、日祝日運休）

■JR 外房線茂原駅から

小湊バス：循環器病センター行き又は鶴舞駅行き乗車。「循環器病センター」下車。（所要時間：約 40 分 平日6便、土曜・日祝日 1 便）

◎佐原病院

当院は、高齢化が進展している香取地域において急性期医療を支える中核病院として、高齢者に多い肺炎、消化器系疾患、大腿骨骨折などへの対応のほか、罹患率の高い消化器がんなどの疾患に対応した医療の提供を行うとともに、人間ドックや健康診断などの予防医療にも取り組んでいます。

当院の特長として、幅広い疾患に対応できるよう外来診療や入院診療の体制を整備しております。外来診療では特に、超音波内視鏡の導入に伴う高度な医療の提供や、障害のある方及び児童への歯科治療を行うとともに、千葉大学医学部附属病院などと連携し各専門領域の外来診療を行っています。

また、在宅療養支援病院として、地域包括ケア病棟、訪問診療、24 時間 365 日体制の訪問看護ステーションが連携を取り、地域の住民が必要な医療や介護を受けながら自宅や施設で暮らし続けることができるようサポートしています。

そして、救急基幹センターとして引き続き 24 時間 365 日の救急外来を担うほか、災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院として重要な役割を担うとともに、DMAT を編成するなど、緊急時に出動できる体制整備に努めています。

病床数 一般 195 床、結核 4 床

問合せ先 千葉県立佐原病院

〒287-0003 香取市佐原イ 2285

電話 0478(54)1231 FAX 0478(54)4497

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/sawara/index.html>

【交通のご案内】

■JR成田線 佐原駅

路線バス（千葉交通、関東鉄道、JRバス関東）もしくは市内循環バスにて「県立佐原病院」下車。【所要時間：約 10 分】

■更生保護■

◎家庭裁判所

家庭裁判所は家事事件、人事訴訟事件と少年事件を専門に取り扱う裁判所です。家族や親族の間で起きたいろいろな問題について審判や調停をしたり、また、罪を犯した少年などについて、健全な育成を期して、保護処分やその他の教育的働き掛けにより、再非行を防止する措置を講じます。

これらの事件は、その背後に複雑な人間関係等の要因が存在することが多く、問題の真の解決には、その要因を行動科学の知見を活用して十分調査し、必要な措置を講じる必要があります。そこで、司法機能と人間関係調整機能を持ち、家庭の平和と少年の健全な育成を図るために設けられたのが家庭裁判所です。

1 家事事件

家事事件には、審判と調停があります。

審判では、未成年者の養子縁組の許可、判断能力のない人及び不十分な人や未成年者のための後見人の選任、氏や名の変更の許可、不在者の財産管理人の選任、失踪宣告といった事件について処理をします。

調停では、裁判官と民間から選ばれた家事調停委員とが、離婚、扶養、遺産分割等の紛争について、当事者の言い分をよく聴き、必要に応じて家庭裁判所調査官に事実を調査させ、公平で合理的な解決ができるようあっせんします。

(申立の方法と費用)

最初に、「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書用紙は裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、家庭裁判所に備え付けてあります。申立手数料は調停の場合は1,200円、審判の場合は800円または1,200円です。（このほかに当事者や関係人に対する呼出しや連絡のための切手代等の費用がかかります。）

2 人事訴訟事件

人事訴訟では、離婚、認知、実親子関係の存否確認といった事件について、裁判官が当事者双方の言い分を聴き、争いの内容及び証拠を整理した上で、法律を適用して判決します。原則として調停をしても解決ができなかった場合に、訴えを提起することができます。

(訴え提起の方法と費用)

訴状や証拠書類などを家庭裁判所の受付に提出します。離婚の訴状の用紙は裁判所ウェブサイトからダウンロードできるほか、家庭裁判所に備え付けてあります。手数料は、解決を求める内容によって異なりますので、お問合せください。（訴えの提起にあたっては、当事者や関係人に対する呼出しや連絡のための切手代等の費用がかかります。）

3 少年事件

家庭裁判所は、次に該当する20歳未満の少年に対して、非行をくり返すことなく、社会の一員として健全な生活ができるように、非行の内容、少年の生い立ち、心身の状況、性格や環境、その背後にあるいろいろな事情等を詳しく調査の上、裁判官が適切な処分を決めます。家庭裁判所における働き掛けは、少年の健全な育成を期して、再非行の防止を目的とするものであり、刑罰を与えることを目的とするものではありません。ただし、(1)の少年が殺人等の重大事案に及んだ場合には、刑事処分を相当と認めて、事件を検察官に送ることもあります。

(1) 14歳以上で窃盗、暴行、脅迫などの罪を犯した少年（犯罪少年）

(2) 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）

(3) 18歳未満で保護者の正当な監督に従わない、または正当な理由がないのに家に寄りつかない、いかがわしい所に出入りしているなどして将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）

4 家事事件及び人事訴訟事件の手続案内について

裁判所ウェブサイトでは、家庭裁判所の手続きに関する説明や代表的な手続きの申立書用紙や記入例の情報等を掲載しています。

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/index.html>

家庭裁判所一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
千葉家庭裁判所	260-0013	千葉市中央区中央 4-11-27	043(333)5327
千葉家庭裁判所佐倉支部	285-0038	佐倉市弥勒町92	043(484)1244
千葉家庭裁判所一宮支部	299-4397	長生郡一宮町一宮 2791	0475(42)3531
千葉家庭裁判所松戸支部	271-8522	松戸市岩瀬無番地	047(368)5141
千葉家庭裁判所木更津支部	292-0832	木更津市新田2-5-1	0438(22)3774
千葉家庭裁判所館山支部	294-0045	館山市北条1073	0470(22)2273
千葉家庭裁判所八日市場支部	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2760	0479(72)1371
千葉家庭裁判所佐原支部	287-0003	香取市佐原イ3375	0478(52)3040
*千葉家庭裁判所市川出張所	272-8511	市川市鬼高2-20-20	047(336)3002

*市川出張所では、人事訴訟事件は取り扱っていません。

◎保護観察所

保護観察所は、犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、少年院や刑務所から仮退院・仮釈放になった人、保護観察付きの刑執行猶予になった人などに対して保護観察を実施する法務省の機関です。

保護観察とは、その対象となる人たちに通常の社会生活をさせながら、生活の目標や指針を定めてそれを守るよう指導監督するとともに、就職の援助や宿泊所の提供などの補導援護をすることによって、その人たちの立ち直りを促進しようとするものです。

また、保護観察所では、少年院や刑務所に収容されている人が釈放後に立ち直りに適した環境の中で生活できるように、本人と家族などとの融和を図り、就職を探すなど、その受入体制を整えておくための生活環境調整を行い、刑務所を満期釈放になるなど刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた人に対しては、必要に応じて更生緊急保護の措置を行うほか、犯罪・非行予防活動の一環として、法務省主唱による“社会を明るくする運動”をはじめとする各種活動を推し進めています。

千葉保護観察所には保護観察官のほかに、医療観察を担当する社会復帰調整官があり、また、更生保護に携わるボランティアとして後に説明する保護司、更生保護法人役職員、更生保護女性会員、BBS会員がいます。

① 所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日2丁目14-10

千葉保護観察所西千葉庁舎（企画調整課・社会復帰調整官室）

電話 043(204)7795

② 所在地 〒260-8513 千葉市中央区中央港1丁目11-3

千葉地方合同庁舎6階

千葉保護観察所千葉みなと庁舎（処遇部門）

電話 043(204)7791

◎少年院

少年院は、法務省の施設等機関として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設です。

少年院の処遇は、少年院法に基づき、その人権を尊重しつつ、個々の少年の特性や心身の発達の程度を考慮し、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴え、改善更生の意欲を喚起し、自主、自律及び協同の精神を養うことを資するように行われています。

少年院一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
八街少年院	289-1123	八街市滝台1766	043(445)3787

◎少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所は、主として家庭裁判所の審判を控えた少年を収容するとともに、彼らが非行に至った原因や、今後健全な生活に立ち戻るための方法等について、医学、心理学、教育学などの専門的な知識や技術に基づいて明らかにする法務省所管の施設です。千葉県内には1か所設置されています。

千葉法務少年支援センターは、千葉少年鑑別所の別称で、非行・犯罪や問題行動でお悩みの方からの心理相談に応じています。例えば、「家庭からお金の持ち出し」、「親への暴力や暴言」、「性的な問題行動やトラブル」など、幅広い相談内容に対応しています。また、学校や自治体相談室などの求めに応じて講演や研修を行い、思春期の子供たちの問題行動を理解するうえで役に立つ考え方や知識について分かりやすく説明したり、教育・指導方法についてコンサルテーションを行ったりしています。さらに、非行及び犯罪の防止に関する相談機関との会議などに参加するなどして、関係機関との連携を強めしており、相談内容に応じて、より適切な相談機関を紹介しています。

身近な方の非行や犯罪の問題に悩み、困っておられる方は、お気軽に御相談ください。

【相談について】

相談地域	千葉県全域
対象年齢	年齢に関係なく御利用いただけます
費用	無料
相談方法	面接又は電話（予約制）
利用可能日	月曜日から金曜日（祝祭日を除く） 午前9時から午後零時15分まで 午後1時から午後5時まで（土日・祝祭日を除く。）

【ホームページ（千葉法務少年支援センター）】

URL : https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei23_00001.html



千葉少年鑑別所・千葉法務少年支援センター

所在地 〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-12-9
電話 043(253)7741（千葉少年鑑別所代表）
電話 043(251)4970（千葉法務少年支援センター）

【交通のご案内】

千葉都市モノレール「天台駅」 徒歩3分

千葉都市モノレール天台駅下車、改札を右、階段を下りて一つ目の交差点を左折、およそ300m先

◎保護司

保護司は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、給与を受けない非常勤の国家公務員です。その民間性とともに地域の実情等をよく理解しているという特性を生かし、国家公務員である保護観察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のための啓発活動などに当たっています。地区ごとに保護司会を組織し、県としては千葉県保護司会連合会が組織されています。

県内には、1,253名（令和7年4月1日現在）の保護司がいます。

所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日2丁目14-10
(千葉県保護司会連合会)

電話 043(244)7079

◎更生保護法人

更生保護法人は、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を行っている民間団体で、県内には2団体あります。

1団体は、更生保護施設を設置し、主に、保護観察を受けている人や刑務所から満期で釈放された人などのうち、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補導などを行い、一日も早い自立を援助する事業を行う千葉県帰性会です。

所在地 〒264-0023 千葉市若葉区貝塚町 27

電話 043(231)1610

もう1団体は、更生保護事業の連絡・助成などを行う千葉県更生保護助成協会です。

所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日 2 丁目 14-10

電話 043(244)7079

◎更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防や青少年の健全育成活動、犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動等を行う女性ボランティア団体です。犯罪予防のための広報啓発活動、家庭教育や非行問題について地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設に対する援助協力をを行うほか、子育て支援活動等を実施しています。

県内には、36 地区会があり、1,949 名（令和 7 年 4 月 1 日現在）の会員がいます。

所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日 2 丁目 14-10

千葉保護観察所 西千葉庁舎内 千葉県更生保護女性連盟

電話 043(204)7795

◎BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) とは、非行をしたり、あるいは様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、その立ち直りの支援を行ったり、地域での非行防止活動に取り組んだりするなどして、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

県内には、12 地区会（5 地区休会）があり、80 名（令和 7 年 1 月 1 日現在）の会員がいます。

所在地 〒260-8553 千葉市中央区春日 2 丁目 14-10

千葉保護観察所 西千葉庁舎内 千葉県BBS連盟

電話 043(204)7795

■社会福祉関係団体■

◎千葉県共同募金会

国民たすけあいの精神を基調として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限って寄附金の募集を行うことができる唯一の社会福祉法人であり、集められた寄附金は、県内における地域福祉の推進を図るため、民間社会福祉事業や更正保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分され、県民福祉の向上に大きな役割を果たしています。

事業内容	1 共同募金の広報と世論の醸成 2 受配者の範囲及び配分予定額の決定 3 募金目標額の決定 4 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理 5 受配者に対する配分金使途の監査 6 受配者指定寄付金の受入れ及び審査 7 中央共同募金会において議決した事項の実施 8 社会福祉協議会との連絡調整 9 民間社会福祉資金の総合的調整
組織	共同募金会は市町村に支会を設置し、奉仕者活動、指導者の啓発、広報活動、その他寄附金の収受発送等を行っています。
募金方法	個別募金、法人募金、街頭募金、職域募金、学校募金等で募金しています。
所在地	〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階
電話	043(245)1721

◎日本赤十字社千葉県支部

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする民間団体です。

事業内容	1 国際活動 2 救護活動 3 医療事業 4 看護師養成事業 5 血液事業 6 社会福祉事業（義肢製作所） 7 救急法等の講習 8 赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動
所在地	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
電話	043(241)7531
FAX	043(248)6812